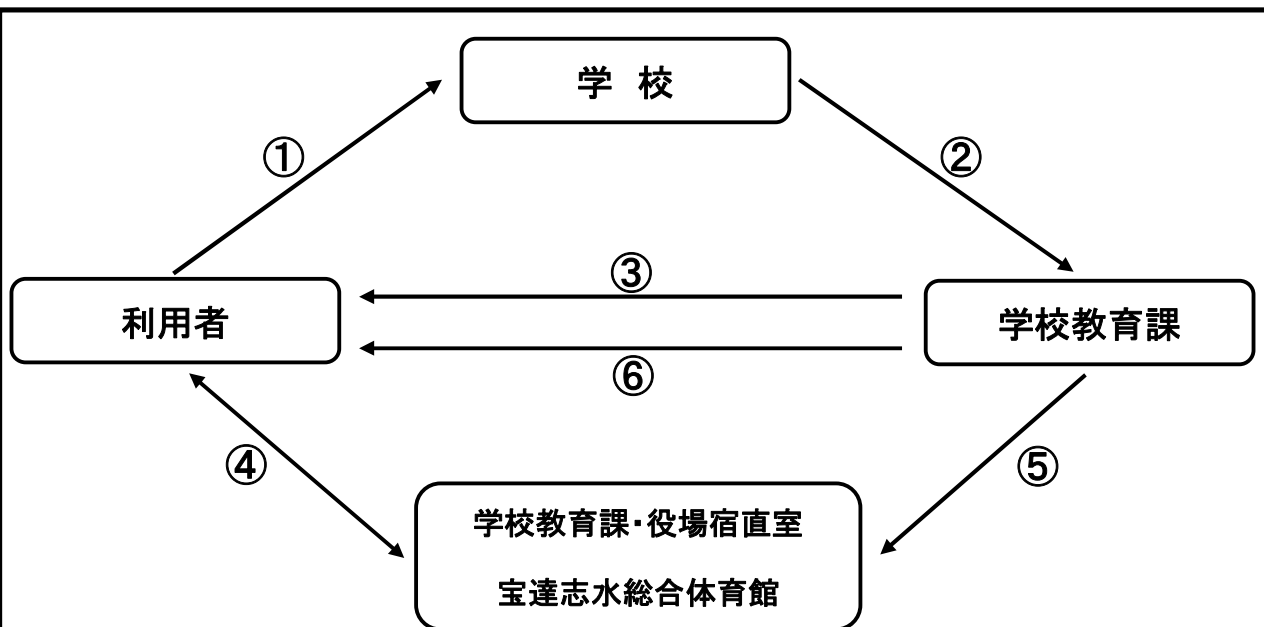


学校施設の利用方法について



平成28年10月1日からの使用料徴収に伴い、鍵は貸出制となります。押水地区にある学校施設の鍵を宝達志水総合体育館、志雄地区にある学校施設の鍵を学校教育課または役場宿直室で管理します。利用方法は次のとおりです。



①宝達志水町公共施設利用登録シート（毎年1回）と学校施設利用申請書を、利用する学校へ提出します。

→宝達志水町公共施設利用登録シートにより使用料の減免等を決定するため、必ず毎年1回提出願います。登録がなく、学校施設利用申請書を提出された場合、利用を許可しません。
（利用申請書とともに学校へ提出してもかまいません。）

②各学校で確認し校長の認可を得た後、学校から学校教育課に送られます。

③学校から受け取った利用申請書の内容を確認し、利用許可書を送付します。使用料が発生する場合は、利用許可書内に記載しますのでご確認ください。

④施設利用当日、鍵を借用・返却する際に利用受付簿へ記入をお願いします。

⑥利用受付簿を確認したうえで、使用料が発生する場合は代表者あてに納付書を送付します。

1か月分をまとめて翌月はじめに請求させていただき、
納入期限は送付した月の最後の平日です。（土日祝・年末をのぞく）
ただし、3月分のみ、納期限は4/25となります。（4/25が土日の場合は繰り上がる。）
納付書に記載の金融機関で使用料の支払いをお願いします。
（例）4月使用分は5月はじめに請求し、納入期限は5月最後の平日となります。

【 注 意 事 項 】

- 1 押水小・宝達中の鍵は宝達志水総合体育館で管理しており、必ず開館時間内に鍵を返却してください。閉館時間は、以下のとおりです。
平日土曜日 22時 日曜日祝日 17時
- 2 志桜小の鍵は以下のとおり管理しています。
平日17時15分以前 学校教育課
平日の17時15分以降・土日祝 役場宿直室
- 3 各学校施設の鍵は2本ありますが、次の利用団体と利用が連続する場合でも必ず窓口で借用してください。手渡しで次の利用団体に又貸ししないでください。
- 4 利用申請書は、利用開始日1か月前から10日前までの期間に提出してください。学校が受理した利用申請書は、学校長の認可を得た後に、町教育委員会へ送付されます。町教育委員会が学校長の認可した利用申請書を受理し、教育長の許可を得た後に、学校施設利用許可書を発行を発行しますので、余裕をもって申請するようにお願いします。
- 5 施設開放時間外に利用を希望する場合は、町教育委員会(学校教育課)へ連絡してください。利用する学校と町教育委員会が協議したうえで、利用を許可する場合があります。

○ 連 絡 先 ○

宝達志水町教育委員会学校教育課

住所: 〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

TEL: 0767-29-8300 FAX: 0767-29-3108

Email: kyoiku@town.hodatsushimizu.lg.jp

【 Q & A 】

- Q1 学校施設利用申請書について、提出は1日につき1枚なのか。
- A1 同じ施設を複数日利用する場合は、1枚の申請書に1か月分をまとめて記入して提出してください。
- Q2 使用料について、1時間単位の料金となっているが、1時間未満の利用の場合、安くなるのか。
- A2 利用する時間に1時間未満の端数があるとき、又はその全時間が1時間 未満であるときは、その端数時間又は全時間は1時間に切り上げます。
- Q3 体育館を、半面利用した場合、使用料は半額になるのか。
- A3 押水小は、全面を利用したものとし、半額にはなりません。
志桜小・宝達中は2面分あり、半面を利用した場合は、1面分の使用料となります。また、全面を利用した場合は、2面分の使用料となります。